

令和 7 年度

広島県特定（産業別）最低賃金は、

【時間額 5 7 円～6 5 円の引上げ】

－ 広島地方最低賃金審議会が答申 －



広島地方最低賃金審議会（会長 ^{おかだ ゆきまさ} 岡田 行正 ）は、「広島県特定（産業別）最低賃金の改正決定」の諮問を受けた 3 種類の特定（産業別）最低賃金について、本日、広島労働局長（^{みやはら しんたろう} 宮原 真太郎）に対して、下記のとおり改定することが適当である旨を答申しました。

広島県特定（産業別）最低賃金は、労働条件の向上又は事業の公正競争確保を目的に、特定の産業の関係労使が、広島県最低賃金よりも高い最低賃金を求める旨を広島労働局長に申し出て、これを受けて広島労働局長が、広島地方最低賃金審議会に諮問し、その答申を受けて改正を決定することができるものです。

本日の答申は、3 種類の広島県特定（産業別）最低賃金を現行の額（時間額）から、5 7 円～6 5 円を引き上げる内容となっています。

広島労働局長は、この答申を受け、異議申出（期限は 11 月 13 日）に関する手続、審議等を経て、広島県特定（産業別）最低賃金を改正決定することとしています。

また、これにより改定される広島県特定（産業別）最低賃金の発効日は、12 月 31 日を予定しています。

令和 7 年度広島県特定（産業別）最低賃金改定状況

件 名	現行の最低賃金額（時間額）	答申された最低賃金額（時間額）	引上額	引上率
広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件製造業、その他の鉄鋼業最低賃金	1,114 円	1,179 円	65 円	5.83%
広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	1,045 円	1,110 円	65 円	6.22%
広島県自動車・同附属品製造業最低賃金	1,048 円	1,105 円	57 円	5.44%